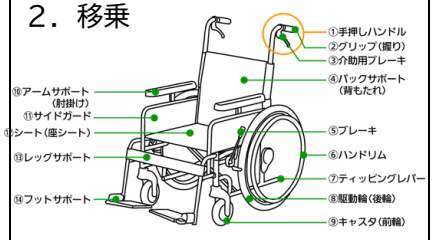
バーセルインデックス評価一覧表

	１５点	１０点	５点	０点
１．食事 ①手が届く範囲で見守りが必要な場合は、一部介助の評価となる。 ②適切な時間(約30分)に食べ終えることが可能かどうかも評価基準となる。 ③ご本人の状態が安定している時に評価を実施する。ご本人の状態にムラがあるときは、評価期間を3日～1週間を取って一番良い時に評価を実施する。 ④あくまでも食事の動作を評価することに注意する。		**自立:１０点** ①届く範囲に食事を置けば、トレイやテーブルから一人で食べることができ、適切な時間(約30分程度)に食べ終えることができる。もし必要であれば自助具を用いてもよい。 ②食べ物を切る、塩や故障を使う、バターを塗るなどができる。 ③下膳や配膳は含まない。 ④胃ろう、経鼻胃管チューブを使用している場合、準備から片付けまで一人でできる。 ⑤自助具やエプロンを装着している場合は、装着も自分で行える。	**部分介助:５点** ①食事に何らかの介助や見守りが必要。(例えば食べ物を切る等:食べ物を切る場合は配膳後や摂取直前に切る介助が必要な時が部分解除に該当する。きざみ食など、調理室での食事形態の変更は該当しない) ②エプロンの装着に介助が必要。 ③食事に時間がかかる。	**全介助:０点** ①全介助。(胃ろう、経鼻胃管チューブを使用している場合、介助者がすべて実施している。
２．移乗  	**自立:１５点** ①次の一連の移乗動作を一人で安全にできる。 →車いすでベッドまで近づく、ブレーキをかける、フットサポートを持ち上げベッドに移る、ベッドに横になる、起き上がりベッドの縁に腰かける、(安全に移乗するために必要であれば)車いすの向きを変える、車いすに移る。	**一部介助:１０点** ①自立項目の動作のいずれかに軽度の介助や安全のために声かけや見守りが必要である。 ②フットサポートを持ち上げる際に介助が必要。 ③利用者が立ち上がる際お尻を軽く支える介助が必要。 ④車いす停車の位置に声かけが必要。	**部分介助:５点** ①自分で起き上がり腰かけることができるが、立ち上がり動作、方向転換にかなりの介助が必要。	**全介助:０点** ①自分で起き上がることができず、移乗動作もほぼ全介助。 ②ベッドから起きて移乗することができずにリフトなどを使用している。
３．整容			**自立:５点** ①手洗い、顔を洗う、歯磨き、髪をとかす、髭剃りの全ての動作が一人でできる。道具の操作や管理も含めて一人でできる必要がある。 ②女性で化粧をする習慣がある場合は、化粧を自分でできる。	**部分介助または全介助:０点** ①自立項目の動作に一つでも介助が必要。 ②手洗い、顔を洗う、歯磨きは一人で行えるが髭剃りを机から出す、スイッチを入れる、刃の交換などの操作や管理に介助が必要。 ③手洗い、歯磨きは一人で行えるが洗顔はあ粉うことができず顔拭き用のおしぼりを用意する必要がある。 ④手洗い、顔を洗うことは一人で行えるが歯ブラシに歯磨き粉をつける介助が必要。
４．トイレ動作 ①動作が遂行できているかどうかだけではなく、その動作がきちんとできているかについても評価が必要。 ②トイレを流すところまで評価が必要。		**自立:１０点** ①一連のトイレ動作(便器へ腰掛ける、便器から立ち上がる、衣服の着脱、衣服が汚れないように整える、トイレットペーパーを使う)を一人で安全にできる。 ②差し込み便器や尿器、ポータブルトイレを一人で使うことができ、使用後の洗浄管理も一人でできる。 ③リハビリパンツやパッドを使用していても、一連のトイレ動作や濡れたパッドなどの後処理を一人でできる。	**部分介助:５点** ①自立項目のトイレ動作の一部に介助が必要。以下は一例。 →立位バランスが不安定なために支える介助が必要。 →ズボンの上げ下ろしに介助が必要。 →トイレットペーパーでしっかりと汚れが落とせないため、清拭動作に介助が必要。 →差し込み便器や尿器、ポータブルトイレを一人で使うことができるが使用後の洗浄管理に介助が必要。	**全介助:０点** ①一連のトイレ動作がほぼ全介助。 ②差し込み便器や尿器、ポータブルトイレを使用し、動作や洗浄管理がほぼ全介助。 ③ベッド上でオムツ交換している。
５．入浴			**自立:５点** ①一連の入浴動作(体や髪の毛を洗う、シャワーを使う、浴槽に入る)を一人で安全にできる。	**部分介助:０点** ①自立の入浴動作に一つでも見守りや介助が必要。以下は一例。 →洗髪や洗体に介助が必要。 →浴槽の出入りに介助が必要。 →浴室で転ぶ危険性があるので、入浴中は見守りが必要。 →浴室で転ぶ危険性があるので、動作は一人で行えるが、入浴中は見守りが必要。 →機械浴で入浴している場合。
６．移動 ①移動が可能ということだけではなく、動作の安全性も評価する必要がある。 ②車輪付き歩行器を使用している場合は、部分介助の評価となる。	**自立:１５点** ①義肢、装具、杖、ピックアップ歩行器など(車輪付きではない歩行器)を使用して一人で安全に約４５m以上連続して歩くことができる。 ※途中で休憩を挟んだ場合、そこまでの距離で評価を行う。	**部分介助:１０点** ①脇を支える程度の介助や見守りがあれば約４５m以上連続して歩くことができる。 ②セーフティー歩行器や４輪歩行者などの車輪付き歩行器を使用して一人で約４５m以上歩くことができる。	**車いす使用:５点** ①歩くことはできないが車いすを一人で安全に駆動し、角を曲がる、方向転換、テーブルやベッド、トイレなどへ移動することができ、約４５m以上連続して駆動することができる。	**左記以外:０点** ①歩行はできるが約４５m以上連続して歩くことができない。 ②車いす駆動を行えるが約４５m以上連続して移動することができない。
７．階段昇降 特養の場合･･･ ①歩行が不可能であれば０点、歩行可能であれば１段の踏み台にのることを試してみる。 ②踏み台に昇るのが危ないと感じた時点で０点、危なげなく行うことができれば階段にチャレンジしてみる。		**自立:１０点** ①手すりや杖を使用し、一人で安全に１階分の昇降をすることができる。	**部分介助:５点** ①何らかの介助が必要。以下は一例。 →一人では危ないので見守りが必要。 →脇を支えるなどの介助が必要。	**全介助:０点** ①１階分の昇降に全介助が必要。 ②３～４段の昇降のみ可能。 ③全く行えない。
８．更衣 ①「自立」の評価は、適切な時間に着替え終えることが評価基準になる。適切な時間とは、ご施設･ご本人での標準的な時間として考える。 ②更衣の全部の動作の量として捉える。上下の更衣の介護量が半分より少なければ部分介助の評価となる。		**自立:１０点** ①普段つけている衣服(ボタンを留める、ファスナーの開閉)、靴、装具の着脱が適切な時間内に一人でできる。	**部分介助:５点** ①介助が必要だが、介助は動作全体の半分以下。 ②衣服の着脱、靴の着脱、装具の着脱などに介助が必要だが、更衣動作の半分以上は一人でできており、適切な時間内に終えることができる。	**全介助:０点** ①更衣動作の半分以上に介助が必要。
９．排便コントロール		**自立:１０点** ①便失禁がない。 ②必要時に座薬や浣腸を自分で使用することができる。 ③人工肛門(ストーマ)を使用している場合、パウチの交換や便破棄を一人でできる。	**部分介助:５点** ①座薬･浣腸の使用に介助を要する。 ②たまに失禁がある。 ③時々、パウチの交換や便破棄に介助が必要。	**全介助:０点** ①ほとんど失禁している。 ②常にパウチの交換や便破棄に介助が必要。
10．排尿コントロール		**自立:１０点** ①昼夜とも排尿コントロールが可能で失敗がない。 ②留置カテーテルや集尿器(コンドーム型集尿器など)を使用している場合は、それらを一人で装着し、尿の破棄や洗浄管理ができる。	**部分介助:５点** ①トイレに行くことや尿器の準備が間に合わない。 ②たまに失禁がある。以下は例。 →昼間は失禁しないが、夜は数日に一度失禁があるためオムツを使用している。 →昼夜に限らないが、失禁することがある。	**全介助:０点** ①ほとんど失禁している。 ②留置カテーテルや集尿器(コンドーム型集尿器など)の装着、尿の破棄や洗浄管理に介助が必要。